

## 富里市国民健康保険税条例の一部改正について

## 条例改正の理由

「平成26年度税制改正の大綱」（平成25年12月24日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されることとなった。

これにより、市国民健康保険税条例にも改正を加える必要が生じたため。

## 専決処分の理由（地方自治法179条1項）

地方税法施行令の一部を改正する政令の平成26年4月1日の施行に伴い、市の今年度の国民健康保険税の計算（7月中旬に納付書発送）に改正内容を反映させるため、緊急を要したため。

## 改正の内容

- (1) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については24万5千円を乗ずる被保険者数に世帯主を含めるとともに、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を35万円から45万円に改める。

改正前      5割軽減    33万円+ (24万5千円×世帯主を除く被保険者数)  
              2割軽減    33万円+ (35万円×被保険者数)



改正後      5割軽減    33万円+ (24万5千円×被保険者数)  
              2割軽減    33万円+ (45万円×被保険者数)

\* 7割軽減については変更なし

### 5割軽減

被保険者数	世帯主を除く 被保険者数	改正前	改正後
		所得額	所得額
1人		1人世帯で5割軽減は無し	57万5千円
2人	1人	57万5千円	82万円
3人	2人	82万円	106万5千円
4人	3人	106万5千円	131万円
5人	4人	131万円	155万5千円
6人	5人	155万5千円	180万円
7人	6人	180万円	204万5千円
8人	7人	204万5千円	229万円
9人	8人	229万円	253万5千円
10人	9人	253万5千円	278万円

### 2割軽減

被保険者数	改正前	改正後
	所得額	所得額
1人	68万円	78万円
2人	103万円	123万円
3人	138万円	168万円
4人	173万円	213万円
5人	208万円	258万円
6人	243万円	303万円
7人	278万円	348万円
8人	313万円	393万円
9人	348万円	438万円
10人	383万円	483万円

### 改正による影響

	25年度		改正後		増減	
	5割軽減	2割軽減	5割軽減	2割軽減	5割軽減	2割軽減
被保険者数	974	2,091	1,706	1,896	732	-195
世帯数	336	961	832	829	496	-132
均等割影響額	15,123,000	13,045,800	26,073,000	11,594,400	10,950,000	-1,451,400
平等割影響額	5,493,600	6,284,940	13,603,200	5,421,660	8,109,600	-863,280